

第4号様式(第10条関係)

会議録(要旨)(案)

会議名	令和2年度第3回武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和2年8月25日(火) 午前10時～午前11時40分
開催場所	301会議室
出席者及び欠席者	出席者：佐藤委員 諸江委員 鈴木委員 安部委員 牧委員 山口委員 小野委員 後藤委員 吉澤委員 福井委員 事務局：ごみ対策課長、ごみ対策課係長、ごみ対策課主事
議題	1 事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて答申(案)について 2 実施計画(素案)について 3 その他
結論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について 答申(案)のとおり答申することとした。ただし、手数料見直しの手法については、事務局において検討の上、進めることとした。 議題2について 今回の意見を踏まえ、事務局において追加資料を作成し、次回以降引き続き、審議することとした。 議題3について インターネットを利用した会議については、原則として、対面での開催とし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、インターネットを活用した会議の開催を検討していくこととした。
審議経過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ●=委員 ○=事務局等	1 報告 第2回廃棄物減量等推進審議会会議録(要旨)について 2 議題 議題1 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し答申(案)について ○ 資料2を基に説明を行った。 [主な意見等] ● この案が決定すると、急に10円以上の値上げがされるのか。 ○ 現在、1kg当たりの処理費用と比較して手数料が13円以上安価であることから、手数料は処理費用相当額を基準とすることを考えている。また、実施時期については令和3年度中を予定している。 ● 手数料が急に約1.5倍に上がってしまうと、困惑する事業者が多くなるのではないか。 ○ 事業者に対し、手数料見直しの理由等について、説明をする機会を設ける予定である。 ● 手数料の見直しについては、近隣市との比較及び処理費用との比較からも前回の審議会で審議したとおり、妥当であり、答申内容としては資料2の案のとおりで良いと考える。 ただし、実際に手数料の見直しをする際には、段階的に手数料を上げていく、見直し期間に余裕を持たせるなど、事務局において事業者への急な負担増とならない手法を検討の上、進めるべきである。 ○ 答申としては、資料2の案のとおりでよろしいか。 ● 異議なし。ただし、手数料の見直しの手法については、十分に検討の上、手数料の見直しを進めること。

議題2 実施計画（素案）について

- 資料3を基に実施計画（素案）第2章の1（1）～（3）、（5）について、説明を行った。
- [主な意見等]
 - 国が容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を全国的に進めていくことについて、本市も一括回収を行うのか検討するべきではないか。
 - 報道で発表されているよりも詳細な内容について、確認することができず、こちらとしても検討することができない状況にある。国の動向に注視し、詳細わかり次第対応していく。
 - いくつかの自治体が容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収しているが、どのように処理をしているのか。また、武蔵村山市における処理の状況についても示して欲しい。
 - 次回の審議会でお示しする。
 - いくつかの自治体は容器包装プラスチックを可燃ごみとして収集しているが、その理由は。
 - 容器包装プラスチックごみのリサイクルには、分別収集、リサイクル先に持っていくための圧縮等の費用が各自治体の負担となっており、その費用対効果を考慮した結果、焼却をしていることが多いと把握している。
 - 武蔵村山市のごみ処理の状況が分からないと議論が深まらないため、ごみ処理施設の視察等はできないか。できる施設だけでも実施した方が良いのでは。
 - 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や焼却施設の工事を行っているため、実施を見合わせていたが、各施設に確認し、視察実施を検討する。
 - 手数料の料金体系について、排出量単純比例型以外のデメリットとして、運用費用が増すとあるが、実際どうなのか。
 - 一定量無料型を実施している自治体に確認したところ、**ごみ袋無料引換券の発送**に係る費用・**発送漏れ**への対応等、運用費用が多くかかる。また、**引換券が確実に届いている**確認ができないため、届いていない場合には、再発行等をせざるを得ないといった問題がある。
 - 減免の手続き及び周知方法について、どのように想定しているか。
 - 手手続き方法について、他市では、一定期間臨時窓口を設け、そこで受付・配布を行っていることが多い。
周知方法について、対象者全員が確認できるよう、所管している各課から発送される通知と併せて配布している自治体が多い。
 - **ごみの減量は、全ての市民が公平に取り組むべきである。**
 - 減免対象となる世帯は何世帯あるのか。
 - 生活保護受給世帯のみであるが、減免とした場合約1,200世帯が対象となる。
 - 料金体系について、排出量単純比例型・一定量無料型のどちらかが制度としてわかりやすく良いのではないか。
 - 市は料金体系の方針についてどのように考えているのか。
 - 制度が分かりやすいこと、公平性の確保の観点からも、排出量単純比例型が良いと考えている。
 - 指定収集袋等の販売について、自治会でも販売等行えるように検討してもらいたい。

議題3 その他

- 次回の審議会は、9月28日（月）の午前10時から開催する。
- インターネットを活用した会議について、各委員に対し、インターネット環境等の状況を照会した結果、資料4のとおり、半数以上の委員が対応できないということが分かった。このため、次回以降の会議についても原則として、対面での会議を行いたいと考える。
また、会議の時間を短縮することも検討する必要があるため、資料等に対する御意見等を事前にいただき、それに対して事務局より回答していく形式で進めていきたい。
- インターネットを活用した会議について、対応ができない委員には、市の会議室等に集まるなど、出来る範囲で検討してもらいたい。

閉会後、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて市長への答申を行った。

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者： <u>0</u> 人
	<input type="checkbox"/> 一部公開	
	<input type="checkbox"/> 非公開	
	※一部公開又は非公開とした理由 	

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等:) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等:)
------------------	---

庶務担当課 協働推進部 ごみ対策課(内線: 293)
(日本工業規格A列4番)